

## (財)横浜開港150周年協会における委託に関するプロポーザル実施取扱要綱

### (趣旨)

第1条 財団の発注する委託について、プロポーザル方式により受託者を特定しようとする場合の事務取扱については、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、プロポーザル方式とは、委託の受託者を特定する場合において、一定の条件を満たす提案者を公募又は選定し、当該委託に係る実施体制、実施方針等に関する提案書（以下「提案書」という。）の提出を受け、原則としてヒアリングを実施した上で、当該提案書の審査及び評価を行い、当該委託の履行に最も適した受託者を特定する方式をいう。

### (対象)

第3条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合、プロポーザル方式により受託者の特定を行うことができる。

- (1) 高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする業務
- (2) 財団において発注仕様を定めることが困難業務

### (提案資格)

第4条 会長は、プロポーザル方式により受託者の特定を行おうとするときは、発注する契約ごとに次の各号に定める事項を、当該委託に係る提案資格として定めるものとする。  
ただし、会長が特に認める場合においてはこの限りではない。

- (1) 当該年度における横浜市の一般競争入札参加有資格者名簿に登載され、かつ、当該契約に対応するとして定めた種目について登録が認められた者であること。
- (2) 次のいずれかの日において、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱（平成16年4月1日）の規定による停止措置（以下「停止措置」という。）を受けていない者であること。
  - ア 公募型プロポーザル方式にあつては、プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託者の特定の日まで
  - イ 指名型プロポーザル方式にあつては、指名通知の日から受託者の特定の日まで
- (3) その他会長が必要と認める事項

### (実施の公表)

第5条 会長は、公募型プロポーザルを実施しようとするときは、当該契約ごとに、次に掲げる事項を、ホームページ、その他の方法により公表するものとする。

- (1) 委託名、委託内容及び履行期限
- (2) 提案書の提出者の資格
- (3) 提案書を特定するための評価基準
- (4) 担当部課

- (5) プロポーザル関係書類提出要請書交付の期間、場所及び方法
- (6) 提出意思確認書提出の期限、場所及び方法
- (7) 提案書提出の期限、場所及び方法
- (8) 契約書作成の要否
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口
- (10) その他会長が必要と認める事項

(参加表明手続)

第6条 公募型プロポーザルにおいて提案書の提出を希望する者は、当該公表において指定する日までに、発注する契約ごとに、プロポーザル参加意向申出書（以下「参加意向申出書」という。）(様式1)及び必要書類（当該公表において指定された場合に限る。）を会長に提出しなければならない。

(参加意向申出者の提案資格の確認等)

第7条 会長は、前条の規定に基づき参加意向申出書を提出した者（以下「意向申出者」という。）について、第4条の規定に基づく当該契約に係る提案資格を満たす者であるかを確認するものとする。

2 会長は、提案資格を満たさないことを確認した者については、当該契約の提案者としてはならない。

(提案資格確認の通知)

第8条 会長は、提案者として提案資格が認められなかった者に対し、プロポーザル関係書類提出要請書等において指定する日までに、提案資格が認められなかった理由を記載し、提案資格の確認の結果を通知書（様式2）により通知するものとする。

2 第1項の非選定の通知を受けた者は、会長に対して書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。

(指名業者の選定)

第9条 会長は、指名型プロポーザルを実施しようとするときは、当該契約に係る提案資格を有すると認めたものの中から、提案書の提出を要請する者（以下「要請者」という。）を、会長が設置した契約業者選定委員会において選定するものとする。

(指名の通知)

第10条 会長は、要請者を決定した場合は、速やかに当該提案者に対し指名通知書（様式3）により次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 委託名、委託内容及び履行期限
- (2) 提案書の提出者の資格
- (3) 提案書を特定するための評価基準
- (4) 担当部課
- (5) プロポーザル関係書類提出要請書交付の期間、場所及び方法

- (6) 提出意思確認書提出の期限、場所及び方法
- (7) 提案書提出の期限、場所及び方法
- (8) 契約書作成の要否
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口
- (10) その他会長が必要と認める事項

(提案書の提出要請)

第11条 会長は、第7条の確認及び第9条の指名に基づき、要請者に対し、提出意思確認書(様式4)及び提案書等(様式5)の提出をプロポーザル関係書類提出要請書(様式6)により要請するものとする。

- 2 提案書を提出しようとする者は、公告又はプロポーザル関係書類提出要請書等において指定する日までに、提出意思確認書を会長に提出しなければならない。ただし、会長が必要がないと認めたときは、省略することができる。
- 3 提案要請に係る説明会は、原則として開催しない。ただし、委託の性格上、要請者と対面で説明を行わないと適切な提案が行われない恐れがある場合には、要請者が一同に会さない形で個々の要請者に説明を行うことは妨げない。

(受託者の特定)

第12条 会長は、プロポーザルにより受託者の特定を行おうとするときは、あらかじめプロポーザルの実施方法、評価委員、評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト、評価基準その他必要な事項を、会長が設置した契約業者選定委員会において審議するものとする。

- 2 会長は、提案書及びヒアリング内容等の評価を行うため、評価委員会を設置するものとする。
- 3 評価委員会は、第1項に定めた評価方法により、提案書及びヒアリング内容等の評価を行い、契約業者選定委員会に評価結果の報告を行うものとする。
- 4 契約業者選定委員会は、評価委員会の報告に基づき審議を行い、当該委託に最も適した提案を行ったと認められる提案者を受託者として特定するものとする。
- 5 会長は、特定された者(以下「特定者」という。)及び特定されなかった者(以下「非特定者」という。)に書面(様式7)により通知するものとする。
- 6 前項の通知を行う場合、特定者及び非特定者に対し、それぞれ特定された理由及び特定されなかった理由を付すものとする。
- 7 第5項の非特定の通知を受けた者は、会長に対して書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。
- 8 特定者に対して、当該委託に係る契約締結の交渉を行うものとする。予定技術者等の内容の変更は原則として認めないものとする。

(提案資格の喪失等)

第13条 当該委託について提案資格を有することについて会長の確認を受けた者が、資格確認後において、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことがで

きないものとし、すでに提出された提案書は無効とする。

(1) 第4条に規定する当該契約に係る提案資格を満たさないこととなったとき。

(2) 参加意向申出書及び提案書等に虚偽の記載をしたとき。

(3) その他会長が必要と認める事項

2 前項の場合において、会長は、当該提案者に対し、その契約に係る提案を行うことができない理由を付して通知しなければならない。

(提案者が多数見込まれる場合の措置)

第14条 会長は、提案者が多数あり、受託者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、評価委員会において、あらかじめ定めた基準に基づき提案書の事前評価を行い、基準を満たした提案書についてのみ、ヒアリングを行い評価を行うことができる。

(委任)

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

(様式1)

平成 年 月 日

財団法人横浜開港150周年協会

会 長 佐々木 謙二

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

## 参 加 意 向 申 出 書

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

件名：

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E - mail

( 様式 2 )

平成 年 月 日

( 商号又は名称 )

( 代表者職氏名 ) 様

財団法人横浜開港 150 周年協会  
会 長 佐々木 謙二

## 参加資格確認結果通知書

次の件について、参加資格確認結果を通知します。

件名：

結果：次の理由により、資格を有することを認められません。

理由：××のため

担当者

(様式3)

平成 年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名)様

財団法人横浜開港150周年協会  
会 長 佐々木 謙二

## プロポーザル参加指名通知書

次により、プロポーザルを行いますので、参加されたく通知します。

- 1 委託名、委託内容及び履行期限
- 2 提案書の提出者の資格
- 3 提案書を特定するための評価基準
- 4 担当部課
- 5 プロポーザル関係書類提出要請書の交付期間、場所及び方法
- 6 提出意思確認書の提出の期限、場所及び方法
- 7 提案書の提出の期限、場所及び方法
- 8 契約書作成の要否
- 9 関連情報を入手するための照会窓口
- 10 その他会長が必要と認める事項

(様式4)

平成 年 月 日

財団法人横浜開港150周年協会  
会 長 佐々木 謙二

住所  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

## 提 出 意 思 確 認 書

次の件について、提案書を

期限までに提出します。

提出しません。

件名：

連絡担当者  
所属  
氏名  
電話  
F A X  
E - mail

( 様式 5 )

平成 年 月 日

財団法人横浜開港 150 周年協会  
会 長 佐々木 謙二

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

## 提案書

次の件について、提案書を提出します。

件名：

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E - mail

(様式6)

平成 年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名)様

財団法人横浜開港150周年協会  
会 長 佐々木 謙二

## プロポーザル関係書類提出要請書

次の件について、所定の期日までに提案書等を提出していただきたく通知します。

件名：

提出書類

1 提案書(提出期限 月 日) 10部

その他関係書類

1 業務説明資料

2 様式類電子データ(参考)

担 当

財団法人横浜開港150周年協会

部 担当

(郵便番号)

(住所)

(電話番号)

(ファクシミリ番号)

(Eメールアドレス)

(様式7)

平成 年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名)様

財団法人横浜開港150周年協会

会 長 佐々木 謙二

## 結 果 通 知 書

貴者から提出のあった次の件の提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

件名：

結果：最適であると特定しました。

契約等の手続きにつきましては、別途連絡します。

結果：下記の理由により特定しませんでした。

理由：××のため

担当者